

平成 28 年 4 月 22 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者について、以下のとおり指定の更新を行う。

【地域密着型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
医療法人財団 秀行会 桜台 介護予防デイ サービスセン ター	練馬区桜台二 丁目 1 番 7 号	医療法人財団 秀行会	18 名	平成 22 年 5 月 1 日	平成 28 年 5 月 1 日 （指定有効期間満了 日：平成 34 年 4 月 30 日）
リハビリデイ サ ー ビ ス nagomi 井荻店	練馬区南田中 四丁目 1 番 18 号	株式会社 n C S	15 名	平成 22 年 6 月 1 日	平成 28 年 6 月 1 日 （指定有効期間満了 日：平成 34 年 5 月 31 日）
デイサービス パンジー	練馬区貫井四 丁目 47 番 49 号	株 式 会 社 アライヴ	10 名	平成 22 年 6 月 1 日	平成 28 年 6 月 1 日 （指定有効期間満了 日：平成 34 年 5 月 31 日）

2 区外指定地域密着型サービス事業者等

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービス事業者について、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者のみに効力を有することとなる。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホーム ゆうゆう倶楽部	埼玉県児玉郡 神川町肥土 220	悠馬エンタープライズ 株式会社	18名	平成16年 5月1日	平成28年5月1日 (指定有効期間満了日：平成34年4月30日)

※ 平成28年4月1日現在、練馬区被保険者の利用者は1名である。